

平成 15 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名	タキロン株式会社
本店所在地	大阪市中央区安土町 2 丁目 3 番 1 3 号
代表者名	取締役社長 西 谷 重 三
コード番号	4 2 1 5
上場取引所	東証・大証（市場第一部）
問 合 せ 先	責任者役職名 総務人事部長 氏 名 青 山 建 T E L (06) 6267-2664

ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成 13 年 5 月 15 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づいて、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を平成 15 年 6 月 27 日開催予定の当社第 108 期定時株主総会に提出することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1．特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的とし、当社の取締役、執行役員、従業員、受入出向者及び関係会社の取締役に対して 2．新株予約権発行の要領に基づき、特に有利な条件をもって新株予約権を発行するものであります。

2．新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 1,200,000 株を上限とする。

(2) 発行する新株予約権の総数

1,200 個を上限とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 1,000 株とする。ただし、新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という。）以降、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、付与株式数は当該株式の分割又は併合の比率に応じ次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

(3) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(4) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「払込価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

払込価額は、発行日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)と発行日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額とする。

なお、発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整する。

当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、又、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

当社が資本の減少、合併若しくは会社分割又は新株予約権の発行価額及び当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額の合計額の1株当たりの額(以下、「新株1株の発行価額」という。)が時価を下回る当社普通株式を対象とする新株予約権の発行を行う場合、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併若しくは会社分割の条件又は新株1株の発行価額の当該新株予約権発行時における当社普通株式の時価に対する比率等を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

平成17年7月1日から平成22年6月30日までとする。

(6) 権利行使の条件

権利を与えられた者は、当社の取締役、執行役員、従業員、受入出向者又は関係会社の取締役たる地位を失った後も、権利を行使することができる。

権利の譲渡、質入れ及び相続は認めない。

その他の条件については、平成15年6月27日開催予定の当社株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによる。

(7) 新株予約権の消却事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

(注) 上記の内容については、平成 15 年 6 月 27 日開催予定の当社株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上